

令和3年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する  
支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果  
(滋賀県版)

厚生労働省が実施した、令和3年度における高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(いわゆる高齢者虐待防止法。以下「法」という。)に基づく対応状況等に関する調査結果(滋賀県版)は以下のとおりであった。

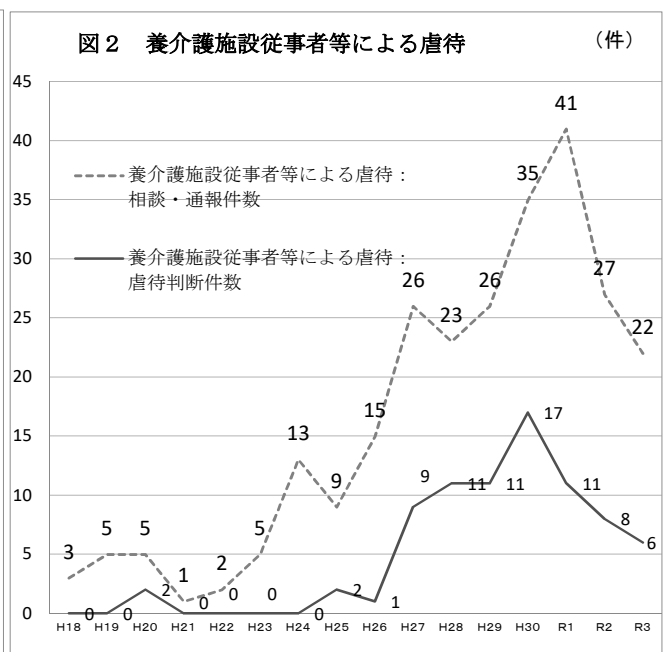
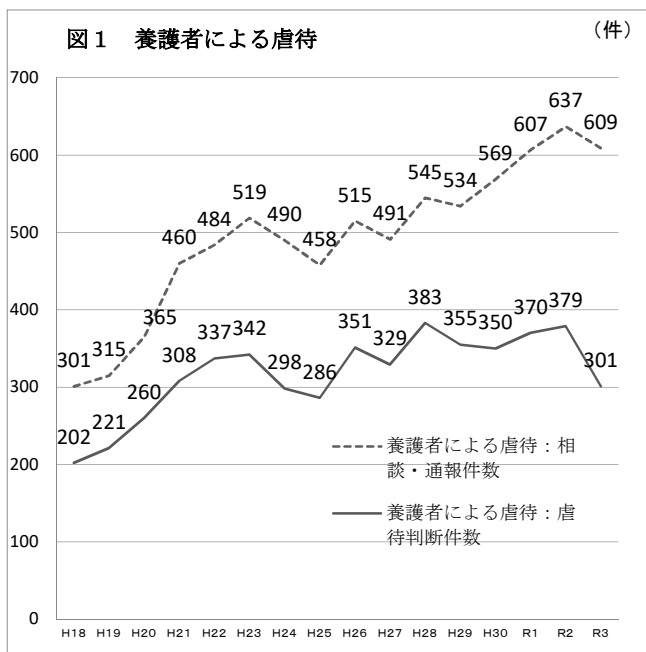
【留意事項】

- ◎ 本調査では、以下の事例を集計対象とする。
  - ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の場合  
虐待を受けている(を受けていると思われる場合も含む)高齢者本人の年齢が、65歳以上の事例および65歳未満で養介護施設・事業所を利用する障害者を集計対象とする。
    - ※ 65歳未満の障害者については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行により平成24年10月より高齢者虐待防止法および本調査の対象となっている。
  - ・ 養護者による高齢者虐待の場合  
虐待を受けている(を受けていると思われる場合も含む)高齢者本人の年齢が、65歳以上の事例のみを集計対象とする。ただし、年齢不詳であるものの65歳以上と推測された事例は集計対象とする。
- ◎ この調査結果における「相談・通報件数」は原則として、令和3年4月1日～令和4年3月31日の期間に、各市町で新たに相談または通報として受理した事例を集計対象とする。
- ◎ 記載に関する留意点は次のとおりである。
  - ・ 調査結果における割合(%)の表記は、各数値を四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。
  - ・ 以下の各表には、令和2年度から平成29年度の調査結果の数値を参考として示している。

【調査結果の全体像】

※( )内は、対前年増減。

	養護者による虐待		B/A (%)	養介護施設従事者等による虐待		B/A (%)
	相談・通報受理件数 A	虐待と判断された件数 B		相談・通報受理件数 A	虐待と判断された件数 B	
R3年度	609件 (-28件・4.4%減)	301件 (-78件・20.6%減)	49.4%	22件 (-5件・18.5%減)	6件 (-2件・25.0%減)	27.3%
R2年度	637件 (+30件・4.9%増)	379件 (+9件・2.4%増)	59.5%	27件 (-14件・34.1%減)	8件 (-3件・27.3%減)	29.6%
R1年度	607件 (+38件・6.7%増)	370件 (+20件・5.7%増)	61.0%	41件 (+6件・17.1%増)	11件 (-6件・35.2%減)	26.8%
H30年度	569件 (+35件・6.6%増)	350件 (-5件・1.4%減)	61.5%	35件 (+9件・34.6%増)	17件 (+6件・54.5%増)	48.6%
H29年度	534件 (-11件・2.0%減)	355件 (-28件・7.3%減)	66.5%	26件 (+3件・13.0%増)	11件 (+0件・増減なし)	42.3%
H28年度	545件 (+54件・11.0%増)	383件 (+54件・16.4%増)	70.3%	23件 (-3件・11.5%減)	11件 (+2件・22.2%増)	47.8%
H27年度	491件 (-24件・4.7%減)	329件 (-22件・6.3%減)	67.0%	26件 (+11件・73.3%増)	9件 (+8件・800.0%増)	34.6%
H26年度	515件 (+57件・12.4%増)	351件 (+65件・22.7%増)	68.2%	15件 (+6件・66.7%増)	1件 (-1件・50.0%減)	6.7%
H25年度	458件 (-32件・6.5%減)	286件 (-12件・4.0%減)	62.4%	9件 (-4件・30.8%減)	2件 (+2件・皆増)	22.2%
H24年度	490件 (-29件・5.6%減)	298件 (-44件・12.9%減)	60.8%	13件 (+8件・160.0%増)	0件 (+0件・増減なし)	0.0%
H23年度	519件 (+35件・7.2%増)	342件 (+5件・1.5%増)	65.9%	5件 (+3件・150%増)	0件 (+0件・増減なし)	0.0%
H22年度	484件 (+24件・5.2%増)	337件 (+29件・9.4%増)	69.6%	2件 (+1件・100%増)	0件 (+0件・増減なし)	0.0%
H21年度	460件 (+95件・26.0%増)	308件 (+48件・18.5%増)	67.0%	1件 (-4件・80.0%減)	0件 (-2件・100%減)	0.0%
H20年度	365件 (+50件・15.9%増)	260件 (+39件・17.6%増)	71.2%	5件 (+0件・増減なし)	2件 (+2件・皆増)	40.0%
H19年度	315件 (+14件・4.6%増)	221件 (+19件・9.4%増)	70.2%	5件 (+2件・66.7%増)	0件 (+0件・増減なし)	0.0%
H18年度	301件 ( - )	202件 ( - )	67.1%	3件 ( - )	0件 ( - )	0.0%



## 1. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

### (1) 相談・通報件数 (表1)

令和3年度に、県内の19市町で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、609件であった。

表1 相談・通報件数

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
対象年度内に通報等を受理した事例	609	65.9%	637	61.6%	607	62.1%	569	61.0%	534	58.9%
対象年度以前に通報等を受理し、事実確認調査が対象年度となった事例	38	4.1%	102	9.9%	86	8.8%	64	6.9%	64	7.1%
対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例	277	30.0%	295	28.5%	285	29.1%	300	32.2%	309	34.1%
合計	924	100.0%	1,034	100.0%	978	100.0%	933	100.0%	907	100.0%

### (2) 相談・通報者 (表2)

相談・通報者の内訳は、「介護支援専門員」が228人(37.4%)と最も多く、次いで「警察」が114人(18.7%)、「当該市町行政職員」が62人(10.2%)であった。  
※1件の事例に対し、複数者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳に重複して計上されるため、内訳の合計は、相談・通報件数609件と一致しない。

表2 相談・通報者 (複数回答)

		介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
		R3年度	人	228	40	27	10	22	30	47	10	62	114	42
	割合	37.4%	6.6%	4.4%	1.6%	3.6%	4.9%	7.7%	1.6%	10.2%	18.7%	6.9%	0.0%	—
R2年度	人	288	24	24	21	10	40	45	15	60	93	33	0	653
	割合	45.2%	3.8%	3.8%	3.3%	1.6%	6.3%	7.1%	2.4%	9.4%	14.6%	5.2%	0.0%	—
R1年度	人	262	42	32	18	15	31	53	6	65	60	34	3	621
	割合	43.2%	6.9%	5.3%	3.0%	2.5%	5.1%	8.7%	1.0%	10.7%	9.9%	5.6%	0.5%	—
H30年度	人	237	34	35	19	19	24	49	15	50	64	40	2	588
	割合	41.7%	6.0%	6.2%	3.3%	3.3%	4.2%	8.6%	2.6%	8.8%	11.2%	7.0%	0.4%	—
H29年度	人	241	27	25	14	19	37	35	7	44	60	37	1	547
	割合	45.1%	5.1%	4.7%	2.6%	3.6%	6.9%	6.6%	1.3%	8.2%	11.2%	6.9%	0.2%	—

(注)割合は、相談・通報件数 (R3: 609件、R2: 637件、R1: 607件、H30: 569件、H29: 534件) に対するもの。

### (3) 事実確認調査の状況 (表3)

相談・通報のあった事例についての対応としては、「事実確認調査を行った事例」が619件、「事実確認調査を行っていない事例」が28件であった。

「事実確認調査を行った事例」619件については、全て「立入調査以外の方法により事実確認調査」が行われており、その内訳は、「訪問調査により事実確認調査を行った事例」が560件、「関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が59件であった。

一方、「事実確認調査を行っていない事例」28件についての内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例」が18件、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の可否を検討中の事例」が10件であった。

※「事実確認調査の状況」の対象件数647件は、(1)の相談・通報件数609件と相談・通報が令和3年度以前にあり、その事実確認の対応が令和3年度中に実施された事例件数38件の合計。

表3 事実確認調査の状況

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
対象件数	647	100.0%	739	100.0%	693	100.0%	633	100.0%	598	100.0%
事実確認調査を行った事例	619	95.7%	697	94.3%	650	93.8%	592	93.5%	576	96.3%
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	619	95.7%	696	94.2%	650	93.8%	592	93.5%	575	96.2%
訪問調査により事実確認調査を行った事例	560	86.6%	629	85.1%	597	86.1%	514	81.2%	481	80.4%
関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	59	9.1%	67	9.1%	53	7.6%	78	12.3%	94	15.7%
立入調査により事実確認調査を行った事例			1	0.1%					1	0.2%
（立入調査のうち）警察が同行した事例			1	0.1%						
（立入調査のうち）援助要請をしなかった事例									1	0.2%
事実確認調査を行っていない事例	28	4.3%	42	5.7%	43	6.2%	41	6.5%	22	3.7%
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例	18	2.8%	34	4.6%	26	3.8%	30	4.7%	11	1.8%
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の可否を検討中の事例	10	1.5%	8	1.1%	17	2.5%	11	1.7%	11	1.8%

#### (4) 事実確認調査の結果 (表4)

「事実確認調査を行った事例」619件のうち、事実確認調査の結果、市町が「虐待を受けた、または受けたと思われたと判断した事例（以下、「虐待判断事例」という。）」の総数は301件であった。

一方、事実確認調査の結果、市町が「虐待ではないと判断した事例」は232件、「虐待の判断に至らなかった事例」は86件であった。

表4 事実確認調査の結果

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
対象件数	647	100.0%	739	100.0%	693	100.0%	633	100.0%	598	100.0%
事実確認調査を行った事例	619	95.7%	697	94.3%	650	93.8%	592	93.5%	576	96.3%
虐待を受けた（受けたと思われた）と判断した事例	301	46.5%	379	51.3%	370	53.4%	350	55.3%	355	59.4%
虐待ではないと判断した事例	232	35.9%	226	30.6%	143	20.6%	120	19.0%	125	20.9%
虐待の判断に至らなかった事例	86	13.3%	92	12.4%	137	19.8%	122	19.3%	96	16.1%

以下、虐待判断事例の総数301件（実人数312人）について、虐待の種別・類型、被虐待者の状況および虐待への対応策等の集計を行った。

※1件の事例に対し、被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例の総数301件に対し、被虐待者の総数は312人であった。

#### (5) 虐待の種別・類型 (表5)

「身体的虐待」が218人（69.9%）と最も多く、次いで「心理的虐待」が86人（27.6%）、「介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）」が59人（18.9%）、「経済的虐待」が48人（15.4%）であった。

※1人に対し、種類・類型が複数ある場合もあるため、内訳の合計は被虐待者総数312人とは一致しない。

表5 虐待の種別・類型（複数回答）

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
R3年度	人数	218	59	86	2	48	413
	割合	69.9%	18.9%	27.6%	0.6%	15.4%	-
R2年度	人数	275	89	144	1	50	559
	割合	70.0%	22.6%	36.6%	0.3%	12.7%	-
R1年度	人数	251	83	148		48	530
	割合	66.4%	22.0%	39.2%		12.7%	-
H30年度	人数	228	79	127	2	53	489
	割合	63.7%	22.1%	35.5%	0.6%	14.8%	-
H29年度	人数	216	86	133	1	66	502
	割合	59.0%	23.5%	36.3%	0.3%	18.0%	-

（注）割合は、被虐待者の総数（R3：312人、R2：393人、R1：378人、H30：358人、H29：366人）に対するもの。

（6）虐待の深刻度（表6）

虐待判断事例の実人数312人について、4段階による虐待の深刻度では、最も深刻な「4 最重度」は13人（4.2%）であった。

表6 虐待の深刻度

4段階による判断		4 最重度	3 重度	2 中度	1 軽度	合計	
R3年度	人数	13	43	131	125	312	
	割合	4.2%	13.8%	42.0%	40.1%	100.0%	
5段階による判断		5 生命・身体・ 生活に関する 重大な危険	4 ～	3 生命・身体・ 生活に 著しい影響	2 ～	1 生命・身体・ 生活への影響 や本人意思の 無視等	合計
R2年度	人数	16	29	98	119	131	393
	割合	4.1%	7.4%	24.9%	30.3%	33.3%	100.0%
R1年度	人数	32	21	126	90	109	378
	割合	8.5%	5.6%	33.3%	23.8%	28.8%	100.0%
H30年度	人数	34	27	102	84	111	358
	割合	9.5%	7.5%	28.5%	23.5%	31.0%	100.0%
H29年度	人数	30	16	128	61	131	366
	割合	8.2%	4.4%	35.0%	16.7%	35.8%	100.0%

（注）深刻度の判断は、令和4年度（令和3年度対象）調査より下記の4段階による判断に変更。

深刻度区分	説明
1（軽度）	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2（中度）	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3（重度）	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4（最重度）	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

（7）被虐待者の状況について

ア．被虐待者の性別（表7）

虐待判断事例の実人数312人について、性別では、「女性」が221人（70.8%）、「男性」が91人（29.2%）であった。

表7 被虐待者の性別

		男性	女性	不明	合計
R3年度	人数	91	221		312
	割合	29.2%	70.8%		100.0%
R2年度	人数	96	297		393
	割合	24.4%	75.6%		100.0%
R1年度	人数	105	273		378
	割合	27.8%	72.2%		100.0%
H30年度	人数	90	268		358
	割合	25.1%	74.9%		100.0%
H29年度	人数	95	271		366
	割合	26.0%	74.0%		100.0%

## イ. 被虐待者の年齢階層（表8）

年齢階層別では、「80～84歳」が79人（25.3%）と最も多く、次いで「85～89歳」が73人（23.4%）、「75～79歳」が64人（20.5%）であった。また75歳以上の年齢階層を合わせると258人（82.7%）であり、被虐待者の約8割を占めた。

表8 被虐待者の年齢階層

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
R3年度	人	18	36	64	79	73	42		312
	割合	5.8%	11.5%	20.5%	25.3%	23.4%	13.5%		100.0%
R2年度	人	34	51	77	92	94	44	1	393
	割合	8.7%	13.0%	19.6%	23.4%	23.9%	11.2%	0.3%	100.0%
R1年度	人	35	47	67	87	99	43		378
	割合	9.3%	12.4%	17.7%	23.0%	26.2%	11.4%		100.0%
H30年度	人	37	44	83	69	74	51		358
	割合	10.3%	12.3%	23.2%	19.3%	20.7%	14.2%		100.0%
H29年度	人	36	36	70	100	77	47		366
	割合	9.8%	9.8%	19.1%	27.3%	21.0%	12.8%		100.0%

## ウ. 被虐待者の介護保険申請状況（表9）

「認定済み」が236人（75.6%）であり、全体の約75%が介護保険の認定を受けていた。また、「未申請」は、60人（19.2%）であった。

表9 被虐待者の介護保険申請状況

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
未申請	60	19.2%	84	21.4%	84	22.2%	61	17.0%	61	16.7%
申請中	12	3.8%	15	3.8%	8	2.1%	12	3.4%	9	2.5%
認定済み	236	75.6%	291	74.0%	283	74.9%	284	79.3%	291	79.5%
認定非該当(自立)	4	1.3%	3	0.8%	3	0.8%	1	0.3%	3	0.8%
不明									2	0.5%
合計	312	100.0%	393	100.0%	378	100.0%	358	100.0%	366	100.0%

## エ. 介護保険認定済みの者の要支援・要介護状態区分（表10）

上記のウ. 被虐待者の介護保険申請状況(表9)中において、「認定済み」であった者236人を対象とした「要支援・要介護状態区分」では、「要介護1」が54人（22.9%）と最も多く、「要介護3以上」は105人（44.5%）であった。

表10 要支援・要介護状態区分

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
要支援1	14	5.9%	16	5.5%	14	4.9%	20	7.0%	11	3.8%
要支援2	13	5.5%	16	5.5%	17	6.0%	16	5.6%	13	4.5%
要介護1	54	22.9%	64	22.0%	65	23.0%	64	22.5%	65	22.3%
要介護2	50	21.2%	76	26.1%	60	21.2%	60	21.1%	79	27.1%
要介護3	47	19.9%	64	22.0%	71	25.1%	62	21.8%	61	21.0%
要介護4	42	17.8%	40	13.7%	33	11.7%	42	14.8%	43	14.8%
要介護5	16	6.8%	15	5.2%	23	8.1%	20	7.0%	19	6.5%
不明										
合計	236	100.0%	291	100.0%	283	100.0%	284	100.0%	291	100.0%
要介護3以上(再掲)	(105)	(44.5%)	(119)	(40.9%)	(127)	(44.9%)	(124)	(43.7%)	(123)	(42.3%)

### オ. 介護保険認定済みの者の認知症日常生活自立度（表11）

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者236人を対象とした「認知症日常生活自立度」は、「自立度Ⅱ以上」が188人（79.7%）であり、約8割が認知症を考慮した対応が必要な状態であった。

表11 認知症日常生活自立度

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
自立または認知症なし	13	5.5%	17	5.8%	13	4.6%	16	5.6%	7	2.4%
自立度Ⅰ	34	14.4%	57	19.6%	48	17.0%	46	16.2%	51	17.5%
自立度Ⅱ	101	42.8%	110	37.8%	116	41.0%	111	39.1%	119	40.9%
自立度Ⅲ	74	31.4%	85	29.2%	77	27.2%	84	29.6%	76	26.1%
自立度Ⅳ	11	4.7%	18	6.2%	20	7.1%	16	5.6%	20	6.9%
自立度M	2	0.8%	3	1.0%	9	3.2%	4	1.4%	7	2.4%
認知症あるが自立度不明	1	0.4%					4	1.4%	3	1.0%
自立度Ⅱ以上（再掲）	(188)	(79.7%)	(216)	(74.2%)	(222)	(78.4%)	(215)	(75.7%)	(222)	(76.3%)
認知症の有無が不明			1	0.3%			3	1.1%	8	2.7%
合計	236	100.0%	291	100.0%	283	100.0%	284	100.0%	291	100.0%

### カ. 介護保険認定済みの者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）（表12）

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者236人を対象とした「障害高齢者の日常生活自立度」は、「ランクA」が112人（47.5%）で、屋内での生活はおおむね自立しているが、介護なしには外出しない状態が最も多かった。

表12 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
自立	3	1.3%	6	2.1%	6	2.1%	4	1.4%	5	1.7%
ランクJ	38	16.1%	57	19.6%	54	19.1%	48	16.9%	63	21.6%
ランクA	112	47.5%	133	45.7%	134	47.3%	117	41.2%	131	45.0%
ランクB	67	28.4%	84	28.9%	70	24.7%	88	31.0%	69	23.7%
ランクC	15	6.4%	11	3.8%	19	6.7%	21	7.4%	12	4.1%
不明	1	0.4%					6	2.1%	11	3.8%
合計	236	100.0%	291	100.0%	283	100.0%	284	100.0%	291	100.0%

（注） ランクJ：何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する  
 ランクA：屋内での生活はおおむね自立しているが、介護なしには外出しない  
 ランクB：屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ  
 ランクC：1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する

### キ. 介護保険認定済みの者の介護保険サービスの利用状況（表13）

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者236人を対象とした「介護保険サービスの利用状況」は、「介護保険サービスを受けている」が207人（87.7%）であり、8割以上が介護保険サービスを受けていた。

表13 介護保険サービスの利用状況

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
介護保険サービスを受けている	207	87.7%	250	85.9%	239	84.5%	245	86.3%	256	88.0%
過去受けていたが判断時点では受けていない	5	2.1%	11	3.8%	11	3.9%	10	3.5%	7	2.4%
過去も含め受けていない	24	10.2%	30	10.3%	33	11.7%	29	10.2%	26	8.9%
不明									2	0.7%
合計	236	100.0%	291	100.0%	283	100.0%	284	100.0%	291	100.0%



## ク. 虐待者と同居・別居（表14）

虐待判断事例の実人数312人について、「虐待者と同居」が266人（85.3%）であり、約85%が虐待者と同居している状態であった。

表14 虐待者と同居・別居

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
虐待者と同居	266	85.3%	347	88.3%	337	89.2%	316	88.3%	309	84.4%
（虐待者とのみ同居）	148	47.4%	195	49.6%	184	48.7%	148	41.3%	158	43.2%
（虐待者および他家族と同居）	118	37.8%	152	38.7%	153	40.5%	168	46.9%	151	41.3%
虐待者と別居	46	14.7%	45	11.5%	39	10.3%	39	10.9%	52	14.2%
その他			1	0.3%	2	0.5%	3	0.8%	5	1.4%
不明										
合計	312	100.0%	393	100.0%	378	100.0%	358	100.0%	366	100.0%

## ケ. 世帯構成（表15）

虐待判断事例の実人数312人について、「未婚の子と同居」が103人（33.0%）と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が84人（26.9%）、「配偶者と離別・死別等した子と同居」が40人（12.8%）、「子夫婦と同居」が37人（11.9%）であった。「子と同居」しているのは、180人（57.7%）であるが、その他の中にも子と同居しているケースが含まれている場合があり、「子と同居」が約6割を占めている。

表15 世帯構成

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
単独世帯	27	8.7%	28	7.1%	27	7.1%	24	6.7%	34	9.3%
夫婦のみ世帯	84	26.9%	117	29.8%	107	28.3%	76	21.2%	83	22.7%
未婚の子と同居	103	33.0%	104	26.5%	117	31.0%	124	34.6%	97	26.5%
配偶者と離別・死別等した子と同居	40	12.8%	43	10.9%	34	9.0%	42	11.7%	40	10.9%
子夫婦と同居	37	11.9%	68	17.3%	62	16.4%	74	20.7%	78	21.3%
その他	21	6.7%	33	8.4%	31	8.2%	18	5.0%	34	9.3%
不明										
合計	312	100.0%	393	100.0%	378	100.0%	358	100.0%	366	100.0%

## コ. 被虐待者から見た虐待者の続柄（表16）

被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が133人（40.5%）と最も多く、次いで「夫」が71人（21.6%）、「娘」が46人（14.0%）、「妻」が35人（10.7%）の順であった。  
※1人の被虐待者に対し、虐待者が複数の場合があるため、被虐待者の総数312人に対し、虐待者の総数は328人であった。

表16 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

		夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
R3年度	人	71	35	133	46	14	2	8	8	11		328
	割合	21.6%	10.7%	40.5%	14.0%	4.3%	0.6%	2.4%	2.4%	3.4%		100.0%
R2年度	人	105	52	147	61	15	3	8	8	16		415
	割合	25.3%	12.5%	35.4%	14.7%	3.6%	0.7%	1.9%	1.9%	3.9%		100.0%
R1年度	人	96	50	127	66	20	6	10	12	12		399
	割合	24.1%	12.5%	31.8%	16.5%	5.0%	1.5%	2.5%	3.0%	3.0%		100.0%
H30年度	人	86	35	146	64	22	3	4	10	12		382
	割合	22.5%	9.2%	38.2%	16.8%	5.8%	0.8%	1.0%	2.6%	3.1%		100.0%
H29年度	人	76	35	156	65	26	1	9	10	20		398
	割合	19.1%	8.8%	39.2%	16.3%	6.5%	0.3%	2.3%	2.5%	5.0%		100.0%

（注）割合は、虐待者の総数（R3：328人、R2：415人、R1：399人、H30：382人、H29：398人）に対するもの。



### サ. 虐待者の年齢（表17）

虐待者の年齢は、「70歳以上」が115人（35.1%）、「50～59歳」が84人（25.6%）、「60～69歳」が59人（18.0%）、「50歳未満」が62人（18.9%）であった。

表17 虐待者の年齢

		50歳未満	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	合計
R3年度	人	62	84	59	115	8	328
	割合	18.9%	25.6%	18.0%	35.1%	2.4%	100.0%
R2年度	人	68	104	75	165	3	415
	割合	16.4%	25.1%	18.1%	39.8%	0.7%	100.0%
R1年度	人	72	101	75	146	5	399
	割合	18.0%	25.3%	18.8%	36.6%	1.3%	100.0%
H30年度	人	86	80	92	113	11	382
	割合	22.5%	20.9%	24.1%	29.6%	2.9%	100.0%
H29年度	人	83	107	70	115	23	398
	割合	20.9%	26.9%	17.6%	28.9%	5.8%	100.0%

### （8）虐待への対応策について

令和3年度中に対応が必要とされた被虐待者の人数は、令和3年度中に新たに被虐待者と判断された人（312人）と令和2年度までに被虐待者と判断され、引き続き対応が必要とされた人（283人）の合計595人であった。

### ア. 分離の有無（表18）

虐待への対応策として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が72人（12.1%）であった。

表18 分離の有無

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	72	12.1%	158	22.7%	182	27.2%	180	26.9%	144	21.2%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	361	60.7%	411	59.1%	409	61.1%	406	60.7%	412	60.6%
現在対応について検討・調整中の事例	5	0.8%	10	1.4%	1	0.1%	3	0.4%	9	1.3%
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	68	11.4%	62	8.9%	50	7.5%	60	9.0%	66	9.7%
その他	89	15.0%	55	7.9%	27	4.0%	20	3.0%	49	7.2%
合計	595	100.0%	696	100.0%	669	100.0%	669	100.0%	680	100.0%

### イ. 分離を行った事例の対応（表19）

分離を行った事例72人における対応としては、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が26人（36.1%）と最も多く、次いで「契約による介護保険サービスの利用」が21人（29.2%）であった。なお、分離を行った事例72人のうち、面会の制限を行ったのは24人であった。

表19 分離を行った事例の対応

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
契約による介護保険サービスの利用	21	29.2%	31	19.6%	51	28.0%	48	26.7%	33	22.9%
上記のうち面会の制限を行った事例	2	—	4	—	1	—	5	—	4	—
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	26	36.1%	62	39.2%	71	39.0%	63	35.0%	51	35.4%
上記のうち面会の制限を行った事例	15	—	40	—	42	—	34	—	29	—
緊急一時保護	5	6.9%	6	3.8%	8	4.4%	13	7.2%	11	7.6%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	—	3	—	4	—	6	—	8	—
医療機関への一時入院	9	12.5%	27	17.1%	22	12.1%	32	17.8%	18	12.5%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	—	4	—	1	—	1	—	—	—
上記以外の住まい・施設等の利用	6	8.3%	15	9.5%	15	8.2%	12	6.7%	26	18.1%
上記のうち面会の制限を行った事例	4	—	5	—	7	—	5	—	6	—
虐待者を高齢者から分離（転居等）	2	2.8%	12	7.6%	11	6.0%	11	6.1%	4	2.8%
上記のうち面会の制限を行った事例	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—
その他	3	4.2%	5	3.2%	4	2.2%	1	0.6%	1	0.7%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
合計	72	100.0%	158	100.0%	182	100.0%	180	100.0%	144	100.0%
上記のうち面会の制限を行った事例	24	—	58	—	55	—	52	—	47	—

(注) 割合は、分離を行った事例の総数 (R3：72人、R2：158人、R1：182人、H30：180人、H29：144人) に対するもの。

## ウ. 分離を行っていない事例の対応 (表20)

分離していない事例361人への対応では、「養護者に対する助言・指導」が259人(71.7%)と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が113人(31.3%)であった。

表20 分離を行っていない事例の対応 (複数回答)

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
養護者に対する助言・指導	259	71.7%	281	68.4%	271	66.3%	264	65.0%	268	65.0%
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	9	2.5%	6	1.5%	8	2.0%	10	2.5%	11	2.7%
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	36	10.0%	38	9.2%	24	5.9%	30	7.4%	27	6.6%
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	113	31.3%	127	30.9%	153	37.4%	157	38.7%	155	37.6%
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	12	3.3%	16	3.9%	19	4.6%	21	5.2%	18	4.4%
その他の対応	81	22.4%	84	20.4%	92	22.5%	72	17.7%	90	21.8%
経過観察 (見守り)	36	10.0%	64	15.6%	67	16.4%	64	15.8%	51	12.4%

(注) 割合は、分離を行っていない事例の数 (R3：361人、R2：411人、R1：409人、H30：406人、H29：412人) に対するもの。

## エ. 権利擁護に関する対応 (表21)

権利擁護に関する対応として、「調査対象年度以前に成年後見制度利用開始済」が8人、「調査対象年度内に成年後見制度利用開始済」が16人、「成年後見制度利用手続き中」が20人であった。調査対象年度内に成年後見制度を利用開始済または利用手続き中の合計36人のうち「市町長申立あり」は19人であった。

また、「日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)」の利用は13人であった。

表2-1 権利擁護に関する対応

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	人数		人数		人数		人数		人数	
①調査対象年度以前に成年後見制度 利用開始済(※)	8		42		25		34		34	
②調査対象年度内に成年後見制度 利用開始済	16									
③成年後見制度 利用手続き中	20		16		21		16		19	
上記②③のうち市町長申立あり	19		31		17		30		27	
④日常生活自立支援事業 利用開始	13		21		15		22		17	

(※)：令和4年度(令和3年度対象)調査より調査項目として追加。

オ. 調査対象年度末日(令和3年度末日)での状況(表2-2)

「対応継続」が312人(52.4%)、「終結」が283人(47.6%)であった。

表2-2 調査対象年度末日での状況

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
対応継続	312	52.4%	340	48.9%	373	55.8%	385	57.5%	362	53.2%
終結	283	47.6%	356	51.1%	296	44.2%	284	42.5%	318	46.8%
合計	595	100.0%	696	100.0%	669	100.0%	669	100.0%	680	100.0%

(注)割合は、調査対象年度までに通報等を受理し、調査対象年度に対応した事例数(R3:595人、R2:696人、R1:669人、H30:669人、H29:680人)に対するもの。

## 2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

<p>「養介護施設従事者等」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者</li> </ul> <p>「養介護施設」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設を含む）、有料老人ホーム</li> <li>・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、地域包括支援センター</li> </ul> <p>「養介護事業」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業</li> <li>・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業</li> </ul>
---

### (1) 相談・通報件数（表23）

令和3年度に、県内の19市町で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は22件であった。

表23 相談・通報件数

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
対象年度内に通報等を受理した事例	22	68.8%	27	67.5%	41	77.4%	35	76.1%	26	92.9%
対象年度以前に通報等を受理し、事実確認調査が対象年度となった事例	3	9.4%	6	15.0%	3	5.7%	7	15.2%	1	3.6%
対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例	7	21.9%	7	17.5%	9	17.0%	4	8.7%	1	3.6%
合計	32	100.0%	40	100.0%	53	100.0%	46	100.0%	28	100.0%

### (2) 相談・通報者（表24）

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が13人（59.1%）と最も多く、次いで「不明（匿名含）」が3人（13.6%）、「家族・親族」、「当該施設元職員」、「施設・事業所の管理者」、「地域包括支援センター職員」が各2人（9.1%）であった。  
 ※1件の事例に対し、複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳に重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報件数とは一致しない。

表24 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者（医師含）	介護専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明（匿名含）	合計
		R3年度	人	1	2	13	2	2	1	1		2				1	
	割合		9.1%	59.1%	9.1%	9.1%	4.5%	4.5%		9.1%				4.5%		13.6%	—
R2年度	人	1	4	6	2		3	6		4				1	3	2	32
	割合	3.7%	14.8%	22.2%	7.4%		11.1%	22.2%		14.8%				3.7%	11.1%	7.4%	—
R1年度	人	1	7	11	2	11		1	1	1			1		6	1	43
	割合	2.4%	17.1%	26.8%	4.9%	26.8%		2.4%	2.4%	2.4%			2.4%		14.6%	2.4%	—
H30年度	人		6	14	5	2	1	1	2	3					3	1	38
	割合		17.1%	40.0%	14.3%	5.7%	2.9%	2.9%	5.7%	8.6%					8.6%	2.9%	—
H29年度	人		7	11	3	3	1	1		4			1		2		33
	割合		26.9%	42.3%	11.5%	11.5%	3.8%	3.8%		15.4%			3.8%		7.7%		—

（注）割合は、相談・通報件数の総数（R3：22件、R2：27件、R1：41件、H30：35件、H29：26件）に対するもの。

### (3) 事実確認調査の状況 (表25)

相談・通報のあった事例についての対応としては、24件について事実確認調査が行われ、その結果、6件について虐待の事実が認められた。虐待の事実が認められなかった事例は17件で、虐待の事実の判断に至らなかった事例は1件であった。

表25 事実確認調査の状況

	R3年度	R2年度	R1年度	H30年度	H29年度
相談・通報総数	25	33	44	42	27
事実確認調査を行った事例	24	31	35	35	22
虐待の事実が認められた事例	6	8	11	17	11
虐待の事実が認められなかった事例	17	10	7	11	8
虐待の事実の判断に至らなかった事例	1	13	17	7	3
事実確認調査を行っていない事例	1	2	9	7	5
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例	1		3	5	4
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の可否を検討中の事例			2	1	1
都道府県へ事実確認調査を依頼			1		
その他		2	3	1	

### (4) 施設・事業所の種別 (表26)

施設・事業所の種別は「特別養護老人ホーム」、「(住宅型)有料老人ホーム」がともに2件(33.3%)、「訪問介護等」、「通所介護等」がともに1件(16.7%)であった。

表26 養介護施設従事者による高齢者虐待が認められた施設・事業所の種別

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
特別養護老人ホーム	2	33.3%	2	25.0%	2	18.2%	5	29.4%	5	45.5%
介護老人保健施設			1	12.5%	3	27.3%			1	9.1%
介護医療院・介護療養型医療施設										
認知症対応型共同生活介護							4	23.5%	2	18.2%
(住宅型)有料老人ホーム	2	33.3%			2	18.2%				
(介護付き)有料老人ホーム			1	12.5%			2	11.8%		
小規模多機能型居宅介護等			1	12.5%					1	9.1%
軽費老人ホーム										
養護老人ホーム										
短期入所施設			1	12.5%					1	9.1%
訪問介護等	1	16.7%	1	12.5%	1	9.1%	2	11.8%	1	9.1%
通所介護等	1	16.7%	1	12.5%	2	18.2%	3	17.6%		
居宅介護支援等							1	5.9%		
その他					1	9.1%				
合計	6	100.0%	8	100.0%	11	100.0%	17	100.0%	11	100.0%

(注) 割合は、虐待のあった施設の総数 (R3: 6件、R2: 8件、R1: 11件、H30: 17件、H29: 11件) に対するもの。

### (5) 虐待の種別・類型 (表27)

虐待の種別・類型は「身体的虐待」が5件(71.4%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が3件(42.9%)であった。

表27 虐待の種別・類型 (複数回答)

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
R3年度	人	5	1	3			9
	割合	71.4%	14.3%	42.9%			-
R2年度	人	5	2	6			13
	割合	41.7%	16.7%	50.0%			-
R1年度	人	3		8			11
	割合	30.0%		80.0%			-
H30年度	人	9	1	8			18
	割合	52.9%	5.9%	47.1%			-
H29年度	人	12	1	10	3		26
	割合	60.0%	5.0%	50.0%	15.0%		-

(注) 割合は、被虐待者の実人数 (R3:7人、R2:12人、R1:10人、H30:17人、H29:20人) に対するもの。

### (6) 被虐待者の性別・年齢 (表28、表29)

性別は、「女性」が5人(71.4%)、「男性」が2人(28.6%)であった。  
年齢は、「85~89歳」が3人(42.9%)と最も多く、次いで「90~94歳」が2人(28.6%)であった。

表28 被虐待者の性別

		男	女	不明	合計
R3年度	人	2	5		7
	割合	28.6%	71.4%		100.0%
R2年度	人	4	8		12
	割合	33.3%	66.7%		100.0%
R1年度	人	3	7		10
	割合	30.0%	70.0%		100.0%
H30年度	人	5	12		17
	割合	29.4%	70.6%		100.0%
H29年度	人	8	12		20
	割合	40.0%	60.0%		100.0%

表29 被虐待者の年齢

		65歳未満 障害者	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~94歳	95~99歳	100歳 以上	その他・ 不明	合計
R3年度	人			1	1		3	2				7
	割合			14.3%	14.3%		42.9%	28.6%				100.0%
R2年度	人			1	1	4	3	2	1			12
	割合			8.3%	8.3%	33.3%	25.0%	16.7%	8.3%			100.0%
R1年度	人			1	4		2	2	1			10
	割合			10.0%	40.0%		20.0%	20.0%	10.0%			100.0%
H30年度	人		1		3	1	3	6	2		1	17
	割合		5.9%		17.6%	5.9%	17.6%	35.3%	11.8%		5.9%	100.0%
H29年度	人		2	1	1	3	6	3	2	2		20
	割合		10.0%	5.0%	5.0%	15.0%	30.0%	15.0%	10.0%	10.0%		100.0%



(7) 虐待者の職種 (表30)

虐待者の職種は「介護職」が11人 (78.6%) と最も多く、次いで「看護職」、  
「施設長」、「経営者・開設者」が各1人 (7.1%) であった。

表30 虐待者の職種

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
介護職	11	78.6%	8	66.7%	6	54.5%	12	85.7%	15	83.3%
(介護福祉士)	(3)	21.4%	(2)	16.7%	(1)	9.1%	(2)	14.3%	(4)	22.2%
(介護福祉士以外)	(6)	42.9%	(2)	16.7%	(1)	9.1%	(5)	35.7%	(5)	27.8%
(介護福祉士か不明)	(2)	14.3%	(4)	33.3%	(4)	36.4%	(5)	35.7%	(6)	33.3%
看護職	1	7.1%	1	8.3%	1	9.1%			1	5.6%
管理職			3	25.0%	3	27.3%	1	7.1%	1	5.6%
施設長	1	7.1%					1	7.1%		
経営者・開設者	1	7.1%								
その他					1	9.1%			1	5.6%
不明										
合計	14	100.0%	12	100.0%	11	100.0%	14	100.0%	18	100.0%

(8) 虐待事案への対応状況 (表31)

令和3年度に市町が対応を行った虐待事案13件(対象年度以前に通報受理・事実確認調査を行った事案を含む)の全てについて、市町により「施設等に対する指導」および「改善計画提出依頼」が行われた。

介護保険法や老人福祉法の規定に基づく権限の行使が行われた事案はなかった。

表31 虐待事案への対応状況 (複数回答)

	R3年度		R2年度		R1年度		H30年度		H29年度		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
市町による指導等	施設等に対する指導	13	100.0%	14	93.3%	19	95.0%	20	95.2%	11	91.7%
	改善計画提出依頼	13	100.0%	15	100.0%	18	90.0%	19	90.5%	11	91.7%
	従事者等への注意・指導	7	53.8%	11	73.3%	16	80.0%	16	76.2%	8	66.7%
介護保険法の規定に基づく権限の行使	報告徴収、質問、立入検査					4	20.0%	1	4.8%	1	8.3%
	改善勧告					3	15.0%	2	9.5%	1	8.3%
	改善勧告に従わない場合の公表					1	5.0%				
	改善命令					1	5.0%				
	指定の効力の全部または一部停止					1	5.0%				
	指定取消					1	5.0%				
	現在対応中									1	8.3%
その他									1	8.3%	
老人福祉法の規定に基づく権限の行使	報告徴収、質問、立入検査					4	20.0%	1	4.8%		
	改善命令					2	10.0%				
	事業の制限、停止、廃止					1	5.0%				
	認可取消										
	現在対応中										
	その他										

(注) 割合は、対象年度に対応を行った虐待事案(対象年度以前に通報受理・事実確認調査を行った事案を含む)の総数(R3:13件、R2:15件、R1:20件、H30:21件、H29:12件)に対するもの。

### 3. 市町における高齢者虐待防止のための体制整備等の実施状況

市町における高齢者虐待防止のための体制整備等について、令和3年度末現在の状況を調査した結果は、次のとおりであった。（表32）

「養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」や「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービスおよび保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」は全19市町（100.0%）、「虐待を行った養護者に対する相談、指導、助言」や「地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備」は18市町（94.7%）が実施しており、これらは実施率が高かった。

一方、「養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）」が3市町（15.8%）、「指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催」が2市町（10.5%）であり、これらは実施率が低かった。

表32 市町における体制整備等の実施状況

	R3年度末 (19市町)		R2年度末 (19市町)		R1年度末 (19市町)		H30年度末 (19市町)		H29年度末 (19市町)		
	実施 市町数	割合	実施 市町数	割合	実施 市町数	割合	実施 市町数	割合	実施 市町数	割合	
体制・ 施策強化	養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	19	100.0%	19	100.0%	18	94.7%	17	89.5%	19	100.0%
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	15	78.9%	13	68.4%	14	73.7%	19	100.0%	16	84.2%
	高齢者虐待について、講演会や市町広報誌等による住民への啓発活動	17	89.5%	16	84.2%	15	78.9%	16	84.2%	16	84.2%
	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	—	—	19	100.0%	19	100.0%	18	94.7%	17	89.5%
	養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用（※3）	17	89.5%	—	—	—	—	—	—	—	—
	虐待を行った養護者に対する相談、指導、助言	18	94.7%	18	94.7%	18	94.7%	19	100.0%	18	94.7%
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービスおよび保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	19	100.0%	18	94.7%	18	94.7%	16	84.2%	16	84.2%
	成年後見制度の市町長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	17	89.5%	16	84.2%	17	89.5%	14	73.7%	15	78.9%
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備（※1）	18	94.7%	17	89.5%	15	78.9%	—	—	—	—
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化（※1）	14	73.7%	15	78.9%	14	73.7%	—	—	—	—
	終了した虐待事案の事後検証について（※2）	10	52.6%	10	52.6%	—	—	—	—	—	—
	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）（※3）	3	15.8%	—	—	—	—	—	—	—	—
	介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認（※3）	7	36.8%	—	—	—	—	—	—	—	—
	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知（※3）	7	36.8%	—	—	—	—	—	—	—	—
	指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催（※3）	2	10.5%	—	—	—	—	—	—	—	—
	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握（虐待防止委員会等）（※3）	5	26.3%	—	—	—	—	—	—	—	—
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用（※3）	13	68.4%	—	—	—	—	—	—	—	—
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有（※3）	16	84.2%	—	—	—	—	—	—	—	—
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制（※3）	13	68.4%	—	—	—	—	—	—	—	—
	行政機 関連携	法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	11	57.9%	11	57.9%	11	57.9%	10	52.6%	11
老人福祉法の規定による措置を執るために必要な居室確保のための関係機関との調整		14	73.7%	13	68.4%	14	73.7%	15	78.9%	14	73.7%
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化（※1）		11	57.9%	10	52.6%	8	42.1%	—	—	—	—
ネッ トワ ーク 構築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	15	78.9%	14	73.7%	14	73.7%	13	68.4%	12	63.2%
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	11	57.9%	11	57.9%	11	57.9%	12	63.2%	11	57.9%
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	12	63.2%	11	57.9%	11	57.9%	12	63.2%	12	63.2%
周法 知の	居宅介護サービス事業者に法について周知	15	78.9%	14	73.7%	14	73.7%	17	89.5%	16	84.2%
	介護保険施設に法について周知	11	57.9%	12	63.2%	14	73.7%	16	84.2%	13	68.4%

（※1）：令和2年度（令和元年度対象）調査より調査項目として追加。

（※2）：令和3年度（令和2年度対象）調査より調査項目として追加。

（※3）：令和4年度（令和3年度対象）調査より調査項目として追加。